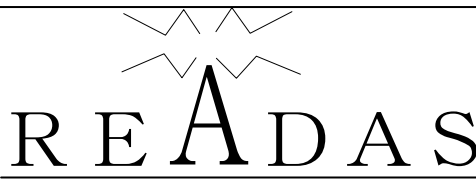


第 5037 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 8月 1日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 中小企業倒産防止共済の掛金の取扱い

Q：このたび、会社で中小企業倒産防止共済に加入して掛金を1年分前払いしました。この掛金の取扱いは、どのようになりますか？

A：支払い時の損金とすることが認められます。

【解説】

法人が、長期にわたって使用され、または運用される基金に係る負担金又は掛金を支出した場合で一定のものについては、その支出した金額は、その支出時の損金の額に算入できることとなっています。

お尋ねの中小企業倒産防止共済の掛金もこれに該当することとされています。

これは、こうした掛金等は、本来、その基金の使用状況に応じて損金の額に算入されるべきものなのですが、その掛金等が法令に基づいて支出されるものであり、かつ、公益性・緊急性の高い特定の業務の費用に充てられることから、支出時の損金に算入できるとされているのです。

ところで、お尋ねのように掛金等を一括して前納する場合の取扱いですが、これについては、その前納の期間が1年以内であるものについてはその支出時の損金として処理することが認められ、その他のものについては、前払金として処理することとして取り扱われています。

